

21世紀へそれぞれの挑戦

—均等法を活かし 女性がその能力を十分発揮できる職場づくりを—



第15回男女雇用機会均等月間(6月1日～30日)



- 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇において、男女均等な取扱いを。
- 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策を。
- 女性の能力発揮のための積極的取組を。



労働省

男女雇用機会均等法に関するご相談は

都道府県労働局雇用均等室 へ

(女性少年室は、平成12年4月1日より労働局雇用均等室に変わりました。)